

令 03 原機（再）042
令和 3 年 12 月 24 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
再処理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定
について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) 工程洗浄の実施に当たり、関連する条文の変更及び追加を行う。
 - 1) 四半期計画作成に当たって、第 121 条（四半期運転計画）において工程洗浄におけるせん断粉末の溶解に係る遵守事項及び記載する事項を追加する。
 - 2) 工程洗浄の遵守事項及び定義を、第 125 条（工程洗浄における遵守事項）として追加する。
 - 3) せん断粉末の濃縮ウラン溶解槽への装荷及び溶解に当たっては、溶解槽 1 基（242R12）を使用し、1 溶解当たり 30 kg 以下で溶解することを、第 125 条の 2（工程洗浄におけるせん断粉末の溶解槽への装荷及び溶解）として追加する。
 - 4) せん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質の高放射性廃液貯槽への集約に当たっては、溶媒を使用した分離操作は行わないこと、高放射性廃液蒸発缶では蒸発濃縮を行わないこと及び工程洗浄で集約する廃液は中間貯槽（272V37、272V38）へ送液できることを、第 125 条の 3（工程洗浄におけるせん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質（工程内の洗浄液等）の集約）として追加する。
 - 5) プルトニウム溶液の高放射性廃液貯槽への集約において、プルトニウム溶液蒸発缶による蒸発濃縮は行わないこと、中間貯槽（276V15）においてのウラン（U）及びプルトニウム（Pu）の比（U/Pu）を新型転換炉原型炉使用済燃料のうちウラン・プルトニウム混合酸化物タイプ B 燃料相当の 70 以上となるように調整することを、第 125 条の 3（工程洗浄におけるせん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質（工程内の洗浄液等）の集約）として追加する。
 - 6) ウラン溶液の脱硝に当たっては、ウラン溶液蒸発缶（第 1 段）における蒸発濃縮は行わないこと、第 135 条に掲げる事項を遵守することを、第 125 条の 4（工程洗浄におけるウラン溶液の脱硝）として追加する。
 - 7) プルトニウム転換技術開発施設に保管されている硝酸ウラニルを分離精製工場に受け入れることを、第 125 条の 5（工程洗浄における硝酸ウラニルの受払い）として追加する。
 - 8) 放射性液体廃棄物及び気体廃棄物の放出管理目標値を遵守することを、第 125 条の 6（工程洗浄における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理）として追加する。
 - 9) その他上記変更に伴い、記載の見直しを図る。
- (2) 廃止措置計画の反映（安全対策に係る再処理施設の保全活動計画の策定）

令和 3 年 10 月 5 日付けで認可を受けた廃止措置計画及び 9 月 30 日付けで変更申請した廃止措置計画により、再処理施設においては、各想定事象（内部火災、溢水、津波、竜巻、火山等）及び高放射性廃液の蒸発乾固を想定した事故対処に係る安全対策を定めた。

これらの安全対策が確実に実施されるよう、「東海再処理施設の保安規定の認可の審査に関する考え方（審査基準）」の要求事項を踏まえ、各想定事象に応じて再処理施設の保全活動計画を策定し、計画に従って必要な活動を行うことを規定する。また、既に規定している事故対処に係る再処理施設の保全活動計画について、審査基準に沿って有毒ガスの防護を追記する。

(3) 保全区域の変更

事故対処設備配備場所の地盤補強工事（令和3年度第4四半期以降、当該箇所工事開始予定）に当たり、現在の保全区域のフェンスを撤去する必要があることから、当該フェンスの外側に設置している既設フェンスに保全区域境界を移動する。

このため、第Ⅱ-2 図 周辺監視区域及び第Ⅱ-3 図 保全区域について、現在の保全区域フェンスの外側に設置している既設フェンスに保全区域境界を移動する。

(4) その他記載の適正化等

1) 記載の適正化のための変更を行う。

- ① 第51条の4（品質マネジメント計画）「7.3.6 設計・開発の妥当性確認」の一部記載について、品質管理基準規則を踏まえ変更する。
- ② 第Ⅰ-6 表 記録「1 再処理施設の施設管理に係る記録」の一部について、再処理規則を踏まえ変更する。

2) QMS 文書の追加を行う。

核燃料サイクル工学研究所に係る QMS 文書「安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書」を「第Ⅰ-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等」及び第Ⅰ-4 図 文書体系図（第51条の4 4.1 項関係）に追記する。

2. 変更の理由

- (1) 東海再処理施設の廃止措置として実施する工程洗浄に伴い、必要な業務及び保安管理を定めるため。
- (2) 令和3年10月5日付けで認可を受けた廃止措置計画（令和3年10月5日付け原規規発第2110059号）及び令和3年9月30日付けで変更申請した廃止措置計画に記載の安全対策の反映を行うため。
- (3) 事故対処設備配備場所の地盤補強工事（令和3年度第4四半期以降、当該箇所工事開始予定）に当たり、現在の保全区域のフェンスを撤去する必要があることから、当該フェンスの外側に設置している既設フェンスに保全区域境界を移動するため。
- (4) その他記載の適正化等として、第51条の4（品質マネジメント計画）及び第Ⅰ-6 表の一部記載の見直し、核燃料サイクル工学研究所に係る QMS 文書の追加を行うため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。

以上

別添

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定

改正前後比較表

令和3年 12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 〃 で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p>第 1 条 ～ 第 51 条の 3 (省略)</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第 51 条の 4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 ～ 6. 資源の運用管理 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画 ～ 7.3.5 設計・開発の検証 (省略)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の結果として得られる再処理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法 (7.3.1 参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該再処理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該再処理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、実行可能な場合はいつでも、再処理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な記録があればその記録を作成し、管理する。(4.2.4 参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 ～ 8.5.3 未然防止処置 (省略)</p> | <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p>第 1 条 ～ 第 51 条の 3 (変更なし)</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第 51 条の 4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 ～ 6. 資源の運用管理 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画 ～ 7.3.5 設計・開発の検証 (変更なし)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の結果として得られる再処理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法 (7.3.1 参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該再処理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該再処理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、実行可能な場合はいつでも、再処理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。(4.2.4 参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 ～ 8.5.3 未然防止処置 (変更なし)</p> | <p>○記載の見直し(「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の内容反映)</p> |
| <p>第 52 条 ～ 第 53 条 (省略)</p> | <p>第 52 条 ～ 第 53 条 (変更なし)</p> | |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 〃 で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|---|---|---------------------------|
| <p>第6章 非常の場合に採るべき処置 第1節 非常事態の措置</p> <p>第54条 ～ 第56条の3 (省略)</p> <p>(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第56条の4 保安管理部長は、研究所において火災が発生した場合に消防機関へ確実に通報するため、第55条第1項に定める計画に基づき、専用回線を使用した通信設備を防災管理棟に設置する。</p> <p>なお、点検・故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>2 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、消防機関への通報、消火設備の操作等を行う10名以上の初期消火活動を行う要員を常時配置する。</p> <p>3 保安管理部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、必要な化学消防自動車、泡消火薬剤など、第I-2-(2)表に示す資機材を備え付ける。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、研究所内の通報、初期消火活動を行う要員及びその他従業員の招集に必要な連絡体制を整備する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により、火災の早期発見に努める。</p> <p>6 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、初期消火活動の要員に対して、毎年1回以上訓練を実施し、その結果を評価するとともに、評価結果に基づき、必要な改善を実施する。</p> | <p>第6章 非常の場合に採るべき処置 第1節 非常事態の措置</p> <p>第54条 ～ 第56条の3 (変更なし)</p> <p>(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第56条の4 保安管理部長は、研究所において火災が発生した場合に消防機関へ確実に通報するため、第55条第1項に定める計画に基づき、専用回線を使用した通信設備を防災管理棟に設置する。</p> <p>なお、点検・故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>2 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、消防機関への通報、消火設備の操作等を行う10名以上の初期消火活動を行う要員を常時配置する。</p> <p>3 保安管理部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、必要な化学消防自動車、泡消火薬剤など、第I-2-(2)表に示す資機材を備え付ける。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、研究所内の通報、初期消火活動を行う要員及びその他従業員の招集に必要な連絡体制を整備する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により、火災の早期発見に努める。</p> <p>6 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、初期消火活動の要員に対して、毎年1回以上訓練を実施し、その結果を評価するとともに、評価結果に基づき、必要な改善を実施する。</p> <p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第56条の5 センター長は、火災が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備のため、火災防護計画を策定する。なお、初期消火活動に係る事項については、前条に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項に定める計画の策定に関して、センター長に協力する。</u></p> <p><u>3 センター長は、第1項の計画に、高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設ガラス固化技術開発棟(以下「高放射性廃液貯蔵場等」という。)に係る火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念を考慮した火災防護対策を含める。</u></p> <p><u>4 担当課長は、第1項の計画に基づき、必要な体制及び手順の整備を行い火災発生時における再処理施設の保全のための活動を実施する。</u></p> | <p>〇廃止措置計画に示した安全対策の反映</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 〃 で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|-------------------|---|---|
| | <p><u>5 担当課長は、前項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める火災防護計画について定期的、あるいは火災発生時に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、担当部長に報告した後、センター長に報告する。</u></p> <p><u>6 センター長は、前項の報告について評価を行い、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(内部漏水発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第56条の6 センター長は、高放射性廃液貯蔵場等において漏水が発生した場合（以下「内部漏水発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備のため、必要な要員の配置、要員に対する教育訓練及び資機材の配備を明確にした計画を策定する。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長及び工務技術部長は、前項に定める計画の策定に関して、センター長に協力する。</u></p> <p><u>3 担当課長は、第1項の計画に基づき、必要な体制及び手順の整備を行い内部漏水発生時における高放射性廃液貯蔵場等の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>4 担当課長は、前項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項の計画について定期的、あるいは内部漏水発生時に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、担当部長に報告した後、センター長に報告する。</u></p> <p><u>5 センター長は、前項の報告について評価を行い、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u></p> <p><u>第56条の7 センター長は、再処理施設内において地震、津波、竜巻、外部火災及び火山（降灰）（以下「その他自然災害」という。）が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備のため、必要な要員の配置、要員に対する教育訓練及び資機材の配備を明確にした計画を策定する。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項に定める計画の策定に関して、センター長に協力する。</u></p> <p><u>3 担当課長は、第1項の計画に基づき、必要な体制及び手順の整備を行いその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>4 担当課長は、前項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項の計画について定期的、あるいはその他自然災害発生時に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、担当部長に報告した後、センター長に報告する。</u></p> <p><u>5 センター長は、前項の報告について評価を行い、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> | <p>○廃止措置計画に示した安全対策の反映</p> <p>○廃止措置計画に示した安全対策の反映</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 〃 で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>(重大事故等の体制の整備)</p> <p>第56条の <u>5</u> センター長は、高放射性廃液の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備（冷却設備、電源設備等）の機能の喪失、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる再処理施設の大規模な損壊の発生等により、蒸発乾固が発生した場合又は蒸発乾固に至るおそれのある事故（以下「重大事故等」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備のため、次の各号に掲げる事項を明確にした計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年1回以上の定期的な教育及び訓練</p> <p>(3) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な移動式発電機その他の資機材の配備</p> <p><u>2 センター内各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等における再処理施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3 センター長は、第1項及び前項の措置について定期的に、あるいは以下の場合に評価を行い、その結果を所長に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>(1) 地震、津波等の災害による事例が生じた場合</p> <p>(2) 新たな設備を使用するために、重大事故等における対策が必要となる場合</p> <p>第57条 ～ 第120条の2 (省略)</p> | <p>(重大事故等の体制の整備)</p> <p>第56条の <u>8</u> センター長は、高放射性廃液の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備（冷却設備、電源設備等）の機能の喪失、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる再処理施設の大規模な損壊の発生等により、蒸発乾固が発生した場合又は蒸発乾固に至るおそれのある事故（以下「重大事故等」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備のため、次の各号に掲げる事項を明確にした計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年1回以上の定期的な教育及び訓練</p> <p>(3) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な移動式発電機、<u>制御室の空気循環用機材</u>その他の資機材の配備</p> <p><u>2 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項に定める計画の策定に関して、センター長に協力する。</u></p> <p><u>3 担当課長は、第1項に定める計画に基づき、必要な体制及び手順の整備を行い重大事故等における再処理施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>4 担当課長は、前項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める計画について定期的に、あるいは以下の場合に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、担当部長に報告した後、センター長に報告する。</u></p> <p>(1) 地震、津波等の災害による事例が生じた場合</p> <p>(2) 新たな設備を使用するために、重大事故等における対策が必要となる場合</p> <p><u>5 センター長は、前項の報告について評価を行い、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、所長に報告する。</u></p> <p>第57条 ～ 第120条の2 (変更なし)</p> | <p>○条文番号の繰下げ</p> <p>○廃止措置計画に示した安全対策の反映</p> <p>○管理支援部門の関係を明記</p> <p>○担当課長の計画に基づく実施事項を明記</p> <p>○担当課長は活動の実施結果を踏まえ、計画を評価し、担当部長を通してセンター長に報告することを明確化</p> <p>○センター長は、担当課長、担当部長から報告を受けて評価を行うよう明確化</p> |
| <p>第2節 四半期運転計画等</p> <p>(四半期運転計画)</p> <p>第121条 センター内各部長（ただし、技術部長を除く。）は、四半期ごとに運転計画を作成しセンター長の承認を受ける。</p> <p>2 センター長は、前項の承認をする場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。また、前項の承認をした場合は所長に報告する。</p> <p>3 センター内各部長は、第1項の計画を作成するに当たり、次の各号に掲げる事項</p> | <p>第2節 四半期運転計画等</p> <p>(四半期運転計画)</p> <p>第121条 (変更なし)</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 (変更なし)</p> | |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を___で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>トン</p> <p>(ii) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料については、1日当たり最大0.4トン、年間最大40トン</p> <p>なお、低濃縮ウラン燃料とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料とをあわせた年間再処理量は120トンとし、合算にあたっては、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の再処理量1トンを低濃縮ウラン燃料の再処理量3トンに換算するものとする</p> <p>ハ) 遠隔補修技術開発設備の濃縮ウラン溶解槽を用いる場合</p> <p>溶解施設の濃縮ウラン溶解槽での処理量もあわせ、低濃縮ウラン燃料については1日当たり最大0.7トン、年間最大120トン、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料については1日当たり最大タイプA燃料0.7トン、タイプB燃料0.43トン、年間最大40トン</p> <p>なお、低濃縮ウラン燃料とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料とをあわせた年間再処理量は、溶解施設の濃縮ウラン溶解槽での再処理量もあわせ120トンとし、合算にあたっては、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の再処理量1トンを低濃縮ウラン燃料の再処理量3トンに換算するものとする</p> <p>(3) プルトニウム転換技術開発施設の転換量は、1日当たり最大10kg (プルトニウム+ウラン) を超えないこと</p> <p>ただし、プルトニウムは1日当たり最大5kgを超えないこと</p> <p>(4) 放出する放射性気体廃棄物は、第Ⅲ-3表及び第Ⅲ-4表に定める放射性気体廃棄物の放出の基準を超えないこと</p> <p>(5) 海洋へ放出する第159条の規定により処理した低放射性液体廃棄物(第161条の規定により貯蔵するものを除く、以下「処理済廃液」という。)は、第Ⅲ-5表に定める処理済廃液の放出の基準を超えないこと</p> <p>4 四半期運転計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受入れ等に関すること</p> <p>イ) 使用済燃料の受入れ</p> <p>ロ) 施設を所掌する担当課長が異なる場合の放射性廃棄物の受払い(ただし、分離精製工場からクリプトン回収技術開発施設への放射性気体廃棄物の受払いを含む。)</p> <p>ハ) プルトニウム転換技術開発施設へのプルトニウム製品及び硝酸ウラニルの受払い並びに再処理施設以外からの硝酸ウラニルの受入れ</p> <p>(2) 再処理する使用済燃料の性状及び量に関すること</p> <p>イ) 種類及び処理量</p> | <p>(3) <u>工程洗浄では、せん断粉末の重量が1回の溶解当たり30kgを超えないこととし、放射性廃棄物の放出管理に当たっては、前号ロ)の溶解槽1基とする場合に準ずること</u></p> <p>(4) プルトニウム転換技術開発施設の転換量は、1日当たり最大10kg (プルトニウム+ウラン) を超えないこと</p> <p>ただし、プルトニウムは1日当たり最大5kgを超えないこと</p> <p>(5) 放出する放射性気体廃棄物は、第Ⅲ-3表及び第Ⅲ-4表に定める放射性気体廃棄物の放出の基準を超えないこと</p> <p>(6) 海洋へ放出する第159条の規定により処理した低放射性液体廃棄物(第161条の規定により貯蔵するものを除く、以下「処理済廃液」という。)は、第Ⅲ-5表に定める処理済廃液の放出の基準を超えないこと</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> | <p>○工程洗浄での処理量、放出管理を追記</p> <p>○号番号の繰下げ</p> <p>○号番号の繰下げ</p> <p>○号番号の繰下げ</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を___で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>ロ) 濃縮ウラン濃縮度 (低濃縮ウラン燃料について初期及び受入時)</p> <p>ハ) 核分裂物質質量 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料について初期及び受入時)</p> <p>ニ) 燃焼度 (最高値及び平均値)</p> <p>ホ) 比出力</p> <p>ヘ) 冷却日数 (受入時及び処理時)</p> <p>ト) 内蔵放射エネルギー (最高値及び平均値)</p> <p>チ) ウラン及びプルトニウム同位体の組成並びに量</p> <p>リ) 主要核分裂生成物核種組成</p> <p>ヌ) 燃料集合体の寸法</p> <p>ル) その他必要事項</p> <p>(3) 運転を行う時期、期間及び量に関すること</p> <p>(4) 各工程の運転計画に関すること、ただし、通常の運転条件と異なる運転を計画する場合については、その運転条件等に関すること</p> <p>(5) 被ばく管理に関すること</p> <p>(6) 放射性廃棄物の廃棄に関すること</p> <p>イ) 放射性気体廃棄物中のクリプトン-85、トリチウム、炭素-14、ヨウ素-129及びヨウ素-131 (以下「主要核種」という。) についての1日、1か月及び3か月当たりの最大放出予定量並びにアルファ線を放出する放射性物質及び主要核種を除くアルファ線を放出しない放射性物質の3か月間平均の濃度</p> <p>ロ) 処理済廃液中の第Ⅲ-5表に示す核種並びに全アルファ放射能及び全β放射能 (トリチウムを除く。) について、1日、1か月及び3か月当たりの最大放出予定量</p> <p>ハ) 放射性液体廃棄物の貯蔵量</p> <p>ニ) 放射性固体廃棄物等の貯蔵又は保管量</p> <p>(7) 試験用又は分析用に使用する核燃料物質等に関すること</p> <p>(8) その他必要な事項</p> <p>5 四半期運転計画を変更する場合は、第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。</p> | <p>(3) <u>工程洗浄において集約するせん断工程のクリーンアップで収集したせん断粉末の量及びその他必要な事項に関すること</u></p> <p>(4) 運転を行う時期、期間及び量に関すること</p> <p>(5) 各工程の運転計画に関すること、ただし、通常の運転条件と異なる運転を計画する場合については、その運転条件等に関すること</p> <p>(6) 被ばく管理に関すること</p> <p>(7) 放射性廃棄物の廃棄に関すること</p> <p>イ) 放射性気体廃棄物中のクリプトン-85、トリチウム、炭素-14、ヨウ素-129及びヨウ素-131 (以下「主要核種」という。) についての1日、1か月及び3か月当たりの最大放出予定量並びにアルファ線を放出する放射性物質及び主要核種を除くアルファ線を放出しない放射性物質の3か月間平均の濃度</p> <p>ロ) 処理済廃液中の第Ⅲ-5表に示す核種並びに全アルファ放射能及び全β放射能 (トリチウムを除く。) について、1日、1か月及び3か月当たりの最大放出予定量</p> <p>ハ) 放射性液体廃棄物の貯蔵量</p> <p>ニ) 放射性固体廃棄物等の貯蔵又は保管量</p> <p>(8) 試験用又は分析用に使用する核燃料物質等に関すること</p> <p>(9) その他必要な事項</p> <p>5 (変更なし)</p> | <p>○工程洗浄において集約するせん断工程のクリーンアップで収集したせん断粉末の量及びその他必要な事項に関することを追加</p> <p>○番号の繰下げ (以下同様)</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 〃 で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>第122条～第124条 (省略)</p> <p>第125条 <u>(削除)</u></p> | <p>第122条～第124条 (変更なし)</p> <p><u>(工程洗浄における遵守事項)</u></p> <p>第125条 <u>前処理施設課長、化学処理施設課長、転換施設課長及び分析課長は、工程洗浄(回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出すために行う、せん断粉末の溶解槽への装荷及び溶解、せん断粉末の溶解液及びプルトニウム溶液の高放射性廃液貯槽への集約、ウラン溶液の脱硝並びにその他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)の集約)を行うに当たっては、誤操作防止に努める。</u></p> <p><u>(工程洗浄におけるせん断粉末の溶解槽への装荷及び溶解)</u></p> <p>第125条の2 <u>前処理施設課長は、せん断粉末を濃縮ウラン溶解槽へ装荷する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</u></p> <p><u>(1) せん断粉末の装荷に当たっては、濃縮ウラン溶解槽へのせん断粉末の装荷が可能な状態であることを確認すること</u></p> <p><u>(2) せん断粉末の重量が1回の溶解当たり30 kgを超えていないことを確認した後、濃縮ウラン溶解槽装荷セルにおいて濃縮ウラン溶解槽へ装荷すること</u></p> <p>2 <u>前処理施設課長は、せん断粉末を溶解する場合は、第130条第2号から第8号までに定める事項を遵守する。</u></p> <p><u>(工程洗浄におけるせん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)の集約)</u></p> <p>第125条の3 <u>化学処理施設課長は、せん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)の集約に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守する。</u></p> <p><u>(1) 溶媒を使用した分離操作は行わないこと</u></p> <p><u>(2) せん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)を高放射性廃液貯槽へ集約する場合は、高放射性廃液蒸発缶(271E20)において蒸発濃縮は行わずに、高放射性廃液蒸発缶(271E20)から高放射性廃液貯蔵場(HAW)の中間貯槽(272V37, V38)へ送液し、高放射性廃液貯槽(272V31～V35)に貯蔵すること</u></p> <p><u>(3) せん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)の高放射性廃液貯槽(272V31～V35)への貯蔵においては、第160条第1項に掲げる事項を遵守すること</u></p> <p><u>(4) プルトニウム溶液の集約において、プルトニウム溶液蒸発缶における蒸発濃縮は行わないこと</u></p> <p><u>(5) プルトニウム溶液は、中間貯槽(276V15)へ送液し、プルトニウム濃度に対するウラン濃度の比率が70以上となるように調整を行うこと</u></p> | <p>○工程洗浄に係る遵守事項、定義を追加</p> <p>○工程洗浄におけるせん断粉末の溶解槽への装荷及び溶解に係る遵守事項を追加</p> <p>○工程洗浄におけるせん断粉末の溶解液、プルトニウム溶液及びその他の核燃料物質(工程内の洗浄液等)の集約を追加</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 〃 で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>第126条 ～ 第141条 (省略)</p> <p>(プルトニウム製品及び硝酸ウラニルの受入れ等)</p> <p>第142条 転換施設課長は、プルトニウム製品及び硝酸ウラニルの受入れに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) プルトニウム製品及び硝酸ウラニルが第III-7表に掲げる基準を満たすこと</p> <p>(2) 受け入れたプルトニウム製品及び硝酸ウラニルの性状及び量を確認すること</p> <p>2 転換施設課長は、再処理施設以外から硝酸ウラニルの受入れ等を行う場合は、施設管理部長の承認を受けるとともに、前項に定めるほか、第63条に掲げる事項を遵守する。</p> <p>第143条 ～ 第204条 (省略)</p> | <p><u>(工程洗浄におけるウラン溶液の脱硝)</u></p> <p>第125条の4 化学処理施設課長は、ウラン溶液の脱硝に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p><u>(1) ウラン溶液蒸発缶(第1段)における蒸発濃縮は行わないこと</u></p> <p><u>(2) ウラン溶液の脱硝処理に当たっては、第135条に掲げる事項を遵守すること</u></p> <p><u>(工程洗浄における硝酸ウラニルの受払い)</u></p> <p>第125条の5 転換施設課長は、硝酸ウラニルを分離精製工場へ払い出す場合は、あらかじめ化学処理施設課長と協議し、施設管理部長の承認を受ける。</p> <p>2 施設管理部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>3 化学処理施設課長は、プルトニウム転換技術開発施設からの硝酸ウラニルの受入れに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p><u>(1) 硝酸ウラニルが第III-7-(1)表に掲げる基準を満たすこと</u></p> <p><u>(2) 受け入れた硝酸ウラニルの性状及び量を確認すること</u></p> <p><u>(工程洗浄における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理)</u></p> <p>第125条の6 施設管理部長は、第III-12-(2)表の放射性気体廃棄物の放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>2 環境保全部長は、第III-14-(2)表の処理済廃液の放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>第126条 ～ 第141条 (変更なし)</p> <p>(プルトニウム製品及び硝酸ウラニルの受入れ等)</p> <p>第142条 転換施設課長は、プルトニウム製品及び硝酸ウラニルの受入れに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) プルトニウム製品及び硝酸ウラニルが第III-7-(2)表に掲げる基準を満たすこと</p> <p>(2) 受け入れたプルトニウム製品及び硝酸ウラニルの性状及び量を確認すること</p> <p>2 転換施設課長は、再処理施設以外から硝酸ウラニルの受入れ等を行う場合は、施設管理部長の承認を受けるとともに、前項に定めるほか、第63条に掲げる事項を遵守する。</p> <p>第143条 ～ 第204条 (変更なし)</p> | <p>○工程洗浄におけるウラン溶液の脱硝を追加</p> <p>○工程洗浄における硝酸ウラニルの受払いについて追加</p> <p>○工程洗浄における気体及廃棄物及び液体廃棄物の放出管理について追加</p> <p>○表の追加に伴う表番号の見直し</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 |
|-------------------|---|---------------|
| | <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。</u></p> | <p>○附則の追加</p> |

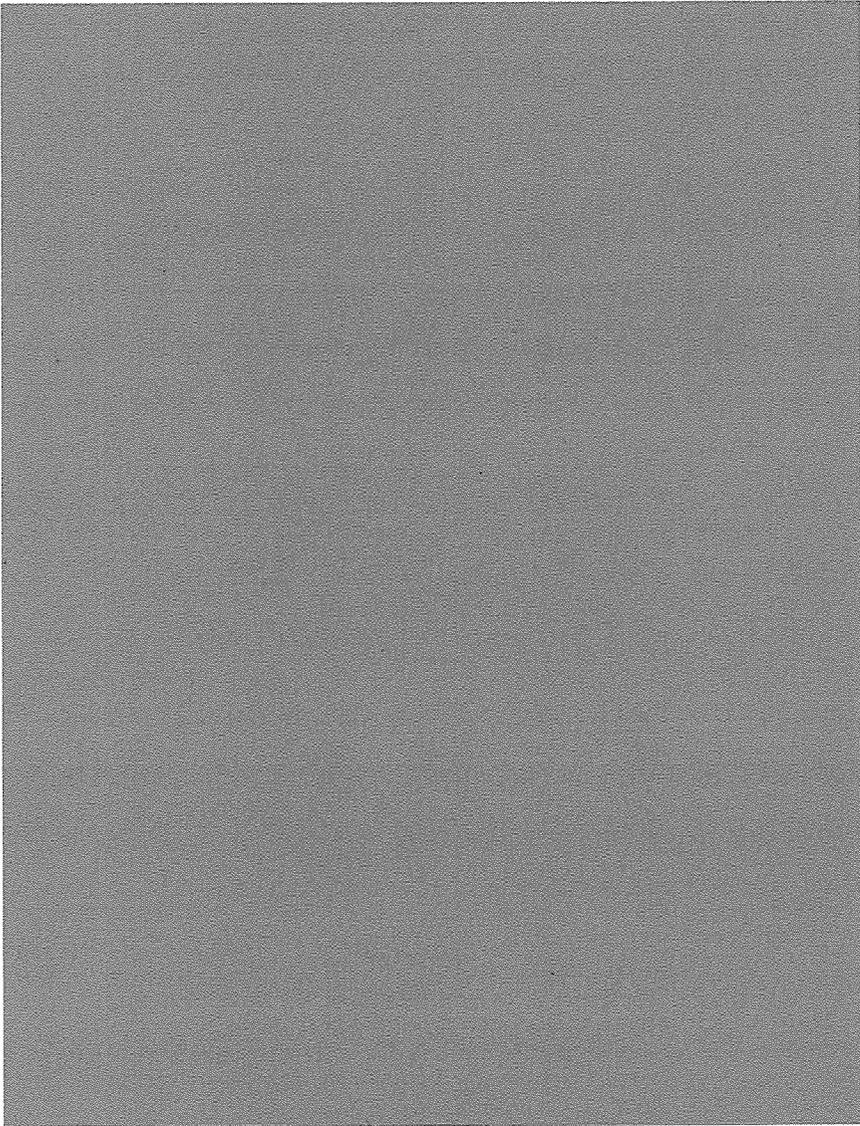
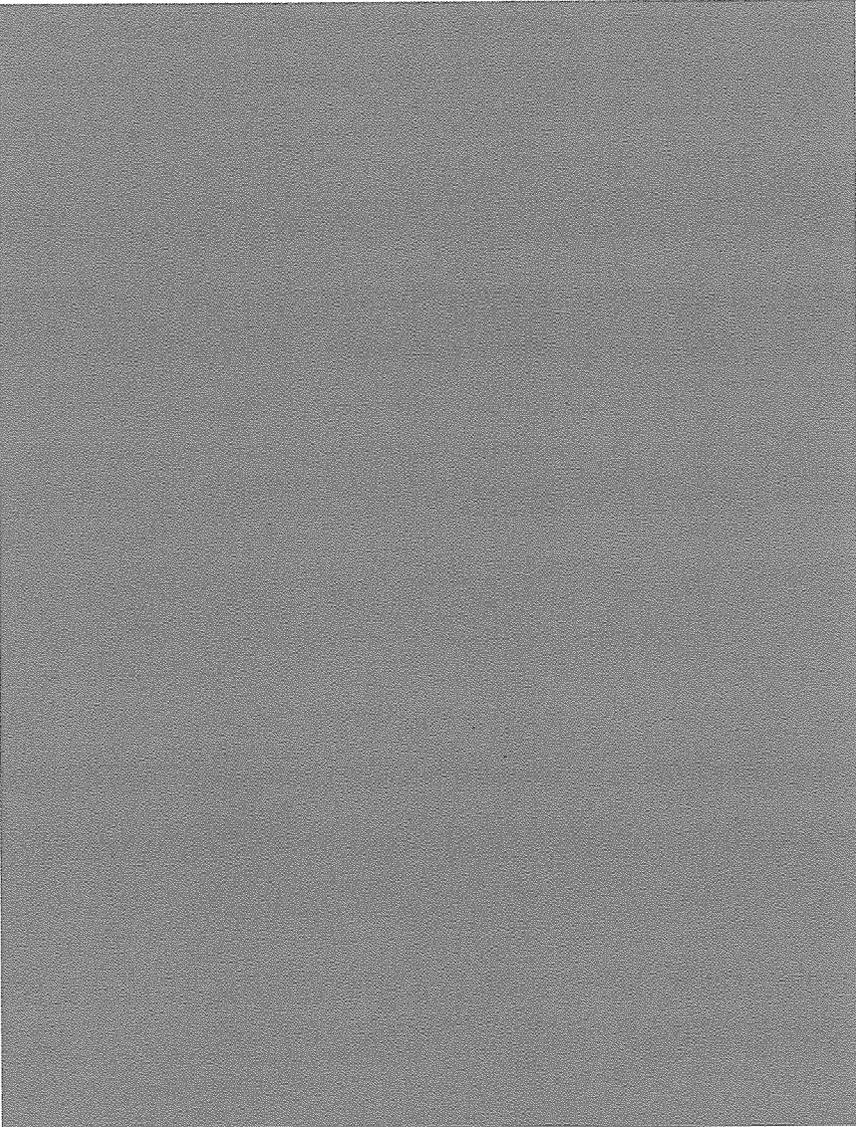
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

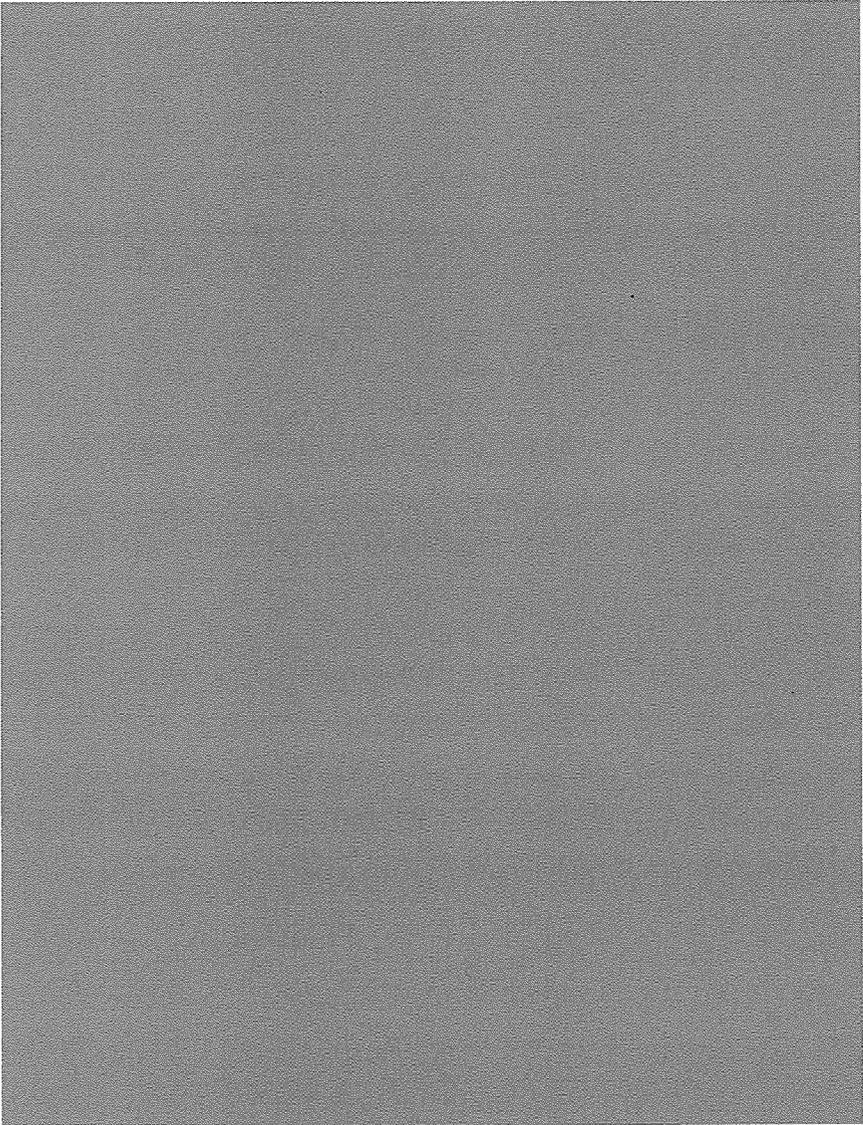
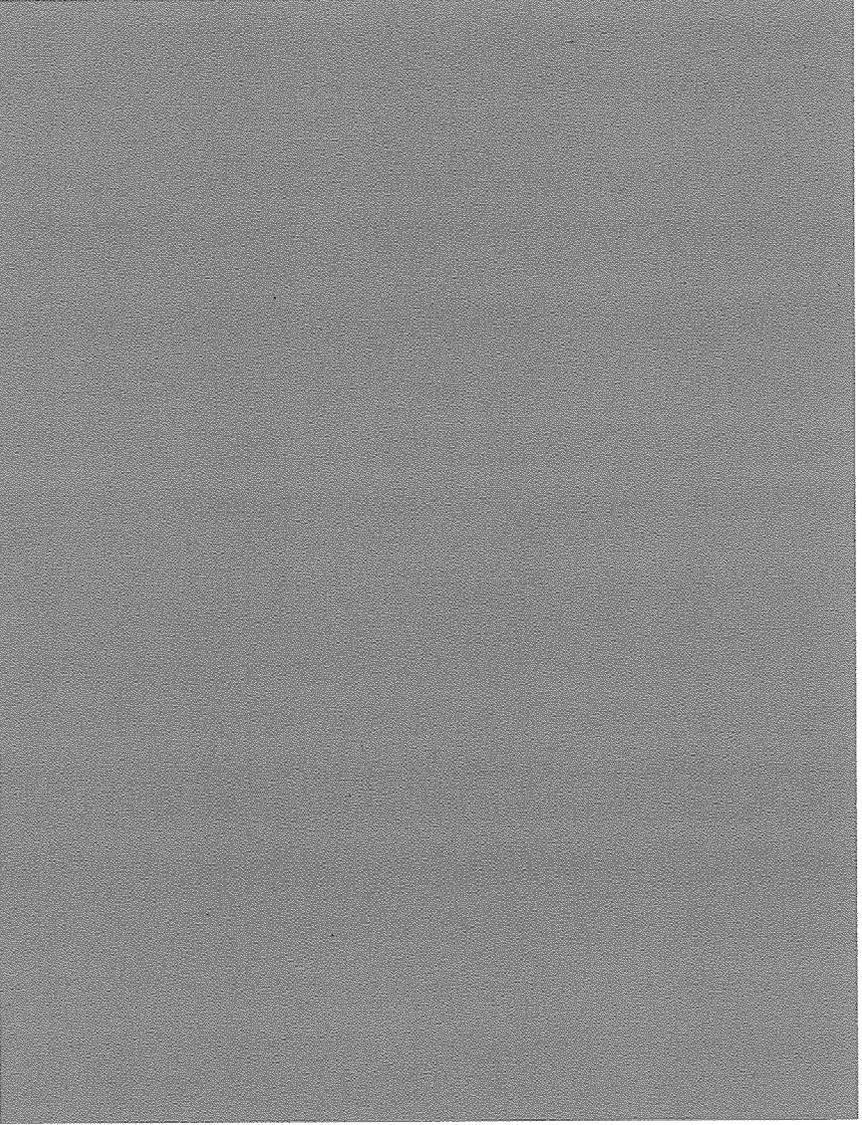
変更申請箇所を 〇 で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | | | | 改正後 | | | | 変更理由 |
|---------------------|-------------------------|-------------------------------|---------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------------|---------------------|--------------------------|
| 第I-1図 ~ 第I-3図 (省略) | | | | 第I-1図 ~ 第I-3図 (変更なし) | | | | 〇核燃料サイクル工学研究所の QMS 文書の追加 |
| 再処理施設保安規定 | 再処理施設品質マネジメント計画書 (一次文書) | 本部 (二次文書) | 核燃料サイクル工学研究所 (二次文書) | 再処理施設保安規定 | 再処理施設品質マネジメント計画書 (一次文書) | 本部 (二次文書) | 核燃料サイクル工学研究所 (二次文書) | |
| 4.1 一般要求事項 | 文書及び記録管理要領 | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る要領 | 文書・記録管理要領 | 4.1 一般要求事項 | 文書及び記録管理要領 | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る要領 | 文書・記録管理要領 | |
| 4.2.3 文書管理 | 品質目録管理要領 | CAP活動実施要領 | 品質目録管理要領 | 4.2.3 文書管理 | 品質目録管理要領 | CAP活動実施要領 | 品質目録管理要領 | |
| 4.2.4 記録の管理 | 中央安全管理室・品質保証委員会の運営について | 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 | 品質目録管理要領 | 4.2.4 記録の管理 | 品質目録管理要領 | 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 | 品質目録管理要領 | |
| 5.1 経営者の関与 | マネジメントレビュー実施要領 | 再処理施設安全専門委員会規則 | 品質目録管理要領 | 5.1 経営者の関与 | 品質目録管理要領 | 再処理施設安全専門委員会規則 | 品質目録管理要領 | |
| 5.4.1 品質目録 | 教育訓練管理要領 | 業務の計画及び実施管理要領 | 品質目録管理要領 | 5.4.1 品質目録 | 品質目録管理要領 | 業務の計画及び実施管理要領 | 品質目録管理要領 | |
| 5.5.4 内部コミュニケーション | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 5.5.4 内部コミュニケーション | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 5.6 マネジメントレビュー | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 5.6 マネジメントレビュー | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 6.2.2 力量・訓練及び設備 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 6.2.2 力量・訓練及び設備 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 7.1 業務の計画 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 7.1 業務の計画 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 7.2.3 外部とのコミュニケーション | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 7.2.3 外部とのコミュニケーション | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 7.3 設計・開発 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 7.3 設計・開発 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 7.4 調達 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 7.4 調達 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 7.5 業務の実施 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 7.5 業務の実施 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 8.2.2 内部監査 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 8.2.2 内部監査 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 8.2.4 検査及び試験 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 8.2.4 検査及び試験 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 8.3 不適合管理 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 8.3 不適合管理 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |
| 8.5 改善 | 原子力安全監査実施要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | 8.5 改善 | 品質目録管理要領 | 不適切管理並びに是正及び未対応止処置要領 | 品質目録管理要領 | |

第I-4図 文書体系図 (第51条の4 4.1項関係)

第I-4図 文書体系図 (第51条の4 4.1項関係)

| 改 正 前 (令和3年3月8日認可版) | 改 正 後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>第I-5図 ~ 第II-1-124図 (省略)</p>  <p>第II-2図 周辺監視区域 (第76条関係)</p> | <p>第I-5図 ~ 第II-1-124図 (変更なし)</p>  <p>第II-2図 周辺監視区域 (第76条関係)</p> | <p>○保全区域境界の変更に伴う関連図の変更 (図中の二点鎖線の範囲)</p> <p>○建物の追加及び撤去に伴う変更</p> <p>○記載の適正化</p> |

| 改 正 前 (令和3年3月8日認可版) | 改 正 後 | 変更理由 |
|--|--|---|
|  <p data-bbox="331 1377 770 1406">第Ⅱ-3図 保 全 区 域 (第77条関係)</p> <p data-bbox="118 1444 499 1473">第Ⅱ-4図 ~ 第Ⅳ-4図 (省略)</p> |  <p data-bbox="1234 1377 1673 1406">第Ⅱ-3図 保 全 区 域 (第77条関係)</p> <p data-bbox="1021 1444 1447 1473">第Ⅱ-4図 ~ 第Ⅳ-4図 (変更なし)</p> | <p data-bbox="1912 357 2139 512">○保全区域境界の変更に伴う関連図の変更 (図中の二点鎖線の範囲)</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を__で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | | 改正後 | | 変更理由 |
|---|---|---|---|------------------------|
| 第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1関連) (1/2) | | 第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1関連) (1/2) | | |
| 保安規定 関連条項 | 文書名* | 保安規定 関連条項 | 文書名* | |
| 第51条の4 4.1 一般要求事項 | 再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部) | 第51条の4 4.1 一般要求事項 | 再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部) | ○核燃料サイクル工学研究所のQMS文書の追加 |
| 第51条の4 5.1 経営者の関与 | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (安全・核セキュリティ統括部) | 第51条の4 5.1 経営者の関与 | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (安全・核セキュリティ統括部) <u>安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書 (研究所)</u> | |
| 第51条の4 5.4.1 品質目標 | 品質目標の設定管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 品質目標管理要領書 (研究所) | 第51条の4 5.4.1 品質目標 | 品質目標の設定管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 品質目標管理要領書 (研究所) | |
| 第51条の4 5.5.4 内部コミュニケーション | 「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」 (安全・核セキュリティ統括部) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 (研究所) 再処理施設安全専門委員会規則 (研究所) CAP活動実施要領書 (研究所) | 第51条の4 5.5.4 内部コミュニケーション | 「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」 (安全・核セキュリティ統括部) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 (研究所) 再処理施設安全専門委員会規則 (研究所) CAP活動実施要領書 (研究所) | |
| 第51条の4 5.6 マネジメントレビュー | マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター) | 第51条の4 5.6 マネジメントレビュー | マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター) | |
| 第51条の4 7.3 設計・開発 | 設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部) | 第51条の4 7.3 設計・開発 | 設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部) | |
| 第51条の4 7.4 調達 | 調達先の評価・選定管理要領 (契約部長) 購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部) | 第51条の4 7.4 調達 | 調達先の評価・選定管理要領 (契約部長) 購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部) | |
| 第51条の4 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理 | 文書及び記録管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部) | 第51条の4 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理 | 文書及び記録管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部) | |
| 第51条の4 8.2.4 検査及び試験 | 検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部) 検査及び試験管理要領書 (工務技術部) | 第51条の4 8.2.4 検査及び試験 | 検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部) 検査及び試験管理要領書 (工務技術部) | |
| 第51条の4 8.3 不適合管理 8.5 改善 | 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (安全・核セキュリティ統括部) 不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・未然防止処置要領書 (工務技術部) | 第51条の4 8.3 不適合管理 8.5 改善 | 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (安全・核セキュリティ統括部) 不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・未然防止処置要領書 (工務技術部) | |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を__で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 | | | | |
|--|-------------------|------------------|---|-------------------|------------------|--|
| <table border="1" data-bbox="112 237 1258 302"> <tr> <td data-bbox="112 237 581 302">第51条の4 8.2.2 内部監査</td> <td data-bbox="581 237 1258 302">原子力安全監査実施要領 (機構)</td> </tr> </table> <p data-bbox="133 302 834 401">* 機構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター</p> <p data-bbox="350 457 1133 583">第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1 関連) (2/2) (省略)</p> <p data-bbox="112 636 834 852">第I-1-(2)表 (省略) 第I-1-(3)表 (省略) 第I-2-(1)表、第I-2-(2)表 (省略) 第I-3-(1)表、第I-3-(2)表 (省略) 第I-4表、第I-5表 (省略)</p> | 第51条の4 8.2.2 内部監査 | 原子力安全監査実施要領 (機構) | <table border="1" data-bbox="1418 237 2564 302"> <tr> <td data-bbox="1418 237 1887 302">第51条の4 8.2.2 内部監査</td> <td data-bbox="1887 237 2564 302">原子力安全監査実施要領 (機構)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1439 302 2139 401">* 機構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター</p> <p data-bbox="1626 457 2410 583">第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1 関連) (2/2) (変更なし)</p> <p data-bbox="1418 636 2178 852">第I-1-(2)表 (変更なし) 第I-1-(3)表 (変更なし) 第I-2-(1)表、第I-2-(2)表 (変更なし) 第I-3-(1)表、第I-3-(2)表 (変更なし) 第I-4表、第I-5表 (変更なし)</p> | 第51条の4 8.2.2 内部監査 | 原子力安全監査実施要領 (機構) | |
| 第51条の4 8.2.2 内部監査 | 原子力安全監査実施要領 (機構) | | | | | |
| 第51条の4 8.2.2 内部監査 | 原子力安全監査実施要領 (機構) | | | | | |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___で示す。

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | | | | 改正後 | | | | 変更理由 |
|---|--|--|---|---|---|--|---|--|
| 第I-6表 記録(第68, 69条関係) (1/5) | | | | 第I-6表 記録(第68, 69条関係) (1/5) | | | | |
| 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 | 記録保管責任者 | 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 | 記録保管責任者 | |
| 1 再処理施設の施設管理に係る記録 | | | | 1 再処理施設の施設管理に係る記録 | | | | <p>○記載の見直し (再処理規則第8条:記録の反映)</p> <p>再処理規則第8条(記録) 第1項 ハ 第11条第1項第5号*の規定による施設管理実施方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</p> <p>*第11条(再処理施設の施設管理)第1項第5号: 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第1項及び第2項に規定する措置を除く。) イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間 ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間</p> |
| イ 第183条の2第1項の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施の都度 | 施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間 | センター内各部長 (センター内各課長) 放射線管理部長 (線量計測課長) | イ 第183条の2第1項の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施の都度 | 施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間 | センター内各部長 (センター内各課長) 放射線管理部長 (線量計測課長) | |
| ロ 施設管理方針、 <u>施設管理の目標</u> 及び <u>施設管理の実施に関する計画の結果</u> 及びその評価の担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 | 保安管理部長 (危機管理課長) 工務技術部長 (運転課長) | ロ 施設管理方針、 <u>施設管理目標</u> 及び <u>施設管理実施計画の評価の結果</u> 及びその評価の担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 | 保安管理部長 (危機管理課長) 工務技術部長 (運転課長) | |
| 2 放射線管理記録 | | | | 2 放射線管理記録 | | | | |
| イ 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率 | 毎日1回 | 10年間 | 放射線管理部長 (放射線管理第2課長) | イ 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率 | 毎日1回 | 10年間 | 放射線管理部長 (放射線管理第2課長) | |
| ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 | 1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回 | 同上 | | 放射線管理部長 (環境監視課長) | ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 | 1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回 | | |
| ハ 放射性廃棄物の海洋放出口又は海洋放出監視設備における放射性物質の種類別の1日間及び3月間についての量及び平均濃度 | 1日間の平均濃度及び量にあつては毎日1回、3月間の平均濃度及び量にあつては3月ごとに1回 | 同上 | 放射線管理部長 (環境監視課長) | ハ 放射性廃棄物の海洋放出口又は海洋放出監視設備における放射性物質の種類別の1日間及び3月間についての量及び平均濃度 | 1日間の平均濃度及び量にあつては毎日1回、3月間の平均濃度及び量にあつては3月ごとに1回 | 同上 | 放射線管理部長 (環境監視課長) | |
| ニ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び表面密度並びに飲水の放射性物質の濃度 | 毎週1回 | 同上 | 放射線管理部長 (環境監視課長) (放射線管理第2課長) | ニ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び表面密度並びに飲水の放射性物質の濃度 | 毎週1回 | 同上 | 放射線管理部長 (環境監視課長) (放射線管理第2課長) | |
| 第I-6表(2/5) ~ 第I-6表(5/5) (省略) 第II-1-(1)表 ~ 第III-6表 (省略) | | | | 第I-6表(2/5) ~ 第I-6表(5/5) (変更なし) 第II-1-(1)表 ~ 第III-6表 (変更なし) | | | | |

| 改正前 (令和3年3月8日認可版) | 改正後 | 変更理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|----------------|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----|-----------------------|----------------------|--|----------------------|--------------------------------|-------------------------------|--|---|--|--------|----------------|--------------------|----|-------------|--|----------|--------|--|----------------|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----|----------------------|---------------------|--|----------------------|--------------------------------|-------------------------------|--|--|
| <p><u>第Ⅲ-7表</u> プルトニウム転換技術開発施設の受入基準(第142条関係)</p> <table border="1" data-bbox="172 598 1210 898"> <thead> <tr> <th></th> <th>硝酸プルトニウム</th> <th colspan="2">硝酸ウラニル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同位体組成 又は濃縮度</td> <td>プルトニウム 240 5%(重量)以上</td> <td>ウラン濃縮度¹⁾ 4%(重量)以下</td> <td>ウラン濃縮度²⁾ 20%(重量)未満</td> </tr> <tr> <td>濃度</td> <td>250 gPu/<u>1L</u>以下</td> <td colspan="2">450 gU/<u>1L</u>以下</td> </tr> <tr> <td>γ放射能濃度³⁾</td> <td>4.89×10⁵ Bq/gPu 以下</td> <td colspan="2">9.65×10³ Bq/gU 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) ; 分離精製工場からの受入れ 2) ; 再処理施設以外からの受入れ 3) ; 核分裂生成物</p> <p>第Ⅲ-8-(1)表 ~ 第Ⅳ-7表 (省略)</p> | | 硝酸プルトニウム | 硝酸ウラニル | | 同位体組成 又は濃縮度 | プルトニウム 240 5%(重量)以上 | ウラン濃縮度 ¹⁾ 4%(重量)以下 | ウラン濃縮度 ²⁾ 20%(重量)未満 | 濃度 | 250 gPu/ <u>1L</u> 以下 | 450 gU/ <u>1L</u> 以下 | | γ放射能濃度 ³⁾ | 4.89×10 ⁵ Bq/gPu 以下 | 9.65×10 ³ Bq/gU 以下 | | <p><u>第Ⅲ-7-(1)表</u> 分離精製工場の受入基準(第125条の5関係)</p> <table border="1" data-bbox="1617 325 2404 514"> <thead> <tr> <th></th> <th>硝酸ウラニル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同位体組成 又は濃縮度</td> <td>ウラン濃縮度 4%(重量)以下</td> </tr> <tr> <td>濃度</td> <td>450 gU/L 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第Ⅲ-7-(2)表</u> プルトニウム転換技術開発施設の受入基準(第142条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1469 598 2516 907"> <thead> <tr> <th></th> <th>硝酸プルトニウム</th> <th colspan="2">硝酸ウラニル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同位体組成 又は濃縮度</td> <td>プルトニウム 240 5%(重量)以上</td> <td>ウラン濃縮度¹⁾ 4%(重量)以下</td> <td>ウラン濃縮度²⁾ 20%(重量)未満</td> </tr> <tr> <td>濃度</td> <td>250 gPu/<u>L</u>以下</td> <td colspan="2">450 gU/<u>L</u>以下</td> </tr> <tr> <td>γ放射能濃度³⁾</td> <td>4.89×10⁵ Bq/gPu 以下</td> <td colspan="2">9.65×10³ Bq/gU 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) ; 分離精製工場からの受入れ 2) ; 再処理施設以外からの受入れ 3) ; 核分裂生成物</p> <p>第Ⅲ-8-(1)表 ~ 第Ⅳ-7表 (変更なし)</p> | | 硝酸ウラニル | 同位体組成 又は濃縮度 | ウラン濃縮度 4%(重量)以下 | 濃度 | 450 gU/L 以下 | | 硝酸プルトニウム | 硝酸ウラニル | | 同位体組成 又は濃縮度 | プルトニウム 240 5%(重量)以上 | ウラン濃縮度 ¹⁾ 4%(重量)以下 | ウラン濃縮度 ²⁾ 20%(重量)未満 | 濃度 | 250 gPu/ <u>L</u> 以下 | 450 gU/ <u>L</u> 以下 | | γ放射能濃度 ³⁾ | 4.89×10 ⁵ Bq/gPu 以下 | 9.65×10 ³ Bq/gU 以下 | | <p>○分離精製工場の受入基準として第Ⅲ-7-(1)表を追加</p> <p>○表番号の繰下げ</p> <p>○記載の見直し(単位の修正)</p> |
| | 硝酸プルトニウム | 硝酸ウラニル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同位体組成 又は濃縮度 | プルトニウム 240 5%(重量)以上 | ウラン濃縮度 ¹⁾ 4%(重量)以下 | ウラン濃縮度 ²⁾ 20%(重量)未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 濃度 | 250 gPu/ <u>1L</u> 以下 | 450 gU/ <u>1L</u> 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| γ放射能濃度 ³⁾ | 4.89×10 ⁵ Bq/gPu 以下 | 9.65×10 ³ Bq/gU 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 硝酸ウラニル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同位体組成 又は濃縮度 | ウラン濃縮度 4%(重量)以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 濃度 | 450 gU/L 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 硝酸プルトニウム | 硝酸ウラニル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同位体組成 又は濃縮度 | プルトニウム 240 5%(重量)以上 | ウラン濃縮度 ¹⁾ 4%(重量)以下 | ウラン濃縮度 ²⁾ 20%(重量)未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 濃度 | 250 gPu/ <u>L</u> 以下 | 450 gU/ <u>L</u> 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| γ放射能濃度 ³⁾ | 4.89×10 ⁵ Bq/gPu 以下 | 9.65×10 ³ Bq/gU 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |